

令和6年度

第1回松本市地域包括支援センター運営協議会議事録

松本市地域包括支援センター運営協議会事務局

令和6年度第1回松本市地域包括支援センター運営協議会次第

日 時 令和6年7月3日（水）
午後1時から
会 場 議員協議会室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 運営協議会・地域包括支援センターの概要について

5 会長・副会長の選出について

6 会議事項

(1) 報告事項

ア 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について

イ 令和5年度地域包括支援センター収支決算及び
令和6年度収支予算について …………… 資料1

ウ 令和5年度松本市地域包括支援センター活動実績について…………… 資料2

(2) 協議事項

ア 総合相談事業の一部委託について……………資料3－1～3－5

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について …… 資料4, 5

7 閉 会

1 開会 事務局 午後1時00分 開会を宣言
(委員11名中10名出席)

2 委嘱状交付(机上交付)

3 自己紹介 委員、事務局職員

4 運営協議会・地域包括支援センターの概要について

5 会長・副会長の選出について

協議会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、選出にあたって委員の互選により定める旨の説明を行い、立候補及び推薦がなかったため、事務局案を提示し、委員から挙手による承認を得た。

会 長：尻無浜 博 幸 委員(松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科)

副会長：羽 田 原 之 委員(松本市医師会理事)

6 会議事項

(1) 報告事項

ア 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について

議長 事務局から説明願う。

事務局 別紙に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

(特に意見等なし)

イ 令和5年度地域包括支援センター収支決算及び令和6年度収支予算について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料1に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

委託先法人の給与体系等条件は様々なため一概には言えないが、赤字の法人もあるということ、ただ令和6年度については、委託料の増額を行っているため、今後赤字が解消される可能性もあるということで報告を受けたとする。

ウ 令和5年度松本市地域包括支援センター活動実績について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料2に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

委員 総合相談支援について、相談件数の減少は、相談が地区生活支援員へ繋がっているという分析でした。現場のケアマネジャーとしては、徐々に地域づくりセンターと

直に相談が繋がるという動きはあるが、実際に包括の方と地域づくりセンターは、どのような連携をし、どのように情報の共有をしているのか、どの程度の繋がりがあるのかについて教えていただきたい。

事務局　地域包括支援センターは、各地区の地域づくりセンターが月1回開催する地区支援企画会議という地区の職員が集まる会議に参加している。また日々の活動の中で地域づくりセンターに赴いてセンター長や地域の中に配置されている地区生活支援員、福祉ひろばの職員等と連携をとっている。個別の案件を共有する場合もあれば、そこから出た地域課題についての意見交換をする場合もあり、地域によって差はあるが、全体としてはそういう仕組みの中で取り組みを深めている。

議長　事業や制度の変化により、他の機関も含め新しい仕組みが有効に機能してくると、業務が整理されて例えば相談件数が減少してくるということがある。この実績が適正かどうかの判断は難しいが、一つの分析のあり方としてそういった変化を受けて、本来あるべき役割を果たしつつあるというように考えると、件数だけで判断していくのは今後難しくなるように感じる。

委員　この数字を見ると、地域の差があると感じるが、何か取り組みの違いや差があるのか。

事務局　地域ケア会議については、総合事業が始まってから何年か経過しており、地区の中の地域ケア会議に対する理解度や成熟度に差がある。それから地域ケア会議は関係する職員だけでなく、住民の方のご参加もいただいているため、住民の理解を深める取り組みやその成果の差が総合的に地域ケア会議の開催回数の差に出ている。会長からのご指摘のとおり、回数だけで評価できない、それまでの地域の中での取り組みや職員と地域の方との連携という質の差が回数の差に出ていると認識している。

議長　他の団体では、地域の格差のような意見は、出ていないか。

委員　高齢化率を単純に数字で見ることができないと感じる。昔からの地縁社会が繋がっていて相談が上がってこない地域と、同じ高齢化率だけれども共同社会というか地縁社会のない地域だと相談が上がってくる件数が違うように感じる。第1号被保険者数に必ずしも相談件数が比例していない。第1号被保険者数3000人以上6000人未満で1か所と設置の幅がすごく幅広い。相談件数を見ると、とても相談の多いところと、人口は結構いるが相談件数はそれほどでもないところがある。地域に出て個別ではなく、面に対する支援をしなくてはならない。先ほど事務局の話のように、住民の方への周知や、打ち合わせ、地域課題に向きあっていくという面に対する支援をしつつ、個別の相談にも応じる、ということで、地域差というのが、業務量に比例してきているの

ではないかと思う。人口比率だけで何名配置ということでは、大変なのではないかという感想。

議長 事務局の方で収めていただき、今後の展開の根拠にしていけたらと思う。包括だけではなく、地域づくりや市の政策全体との関係になる。そういう調整は地域包括だけ一生懸命やっても仕方ない部分がある。個人的には、包括は一生懸命やっているのではないかと思う。違うところの政策の観点で崩れていくようでは元も子もない。逆に福祉、介護、医療や介護保険の立場から包括を通じて押し上げていかないと松本市の地域包括ケアの成熟は高まっていかなと思うので、そんなところに反映していただけたらと思う。

本日の3番目の報告として、令和5年度地域包括の活動の実績について報告を受けたとさせていただく。

(2) 協議事項

ア 総合相談事業の一部委託について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料3-1～3-5に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

地域包括支援センターの業務負担を軽減していくという観点から、総合相談業務の一部委託化を検討をするとの発題である。包括へのアンケートや他市の状況に関する資料を踏まえ、事務局として3案が提示されている。この内容についての審議となる。

どういう方向がいいのかということではあるが難しい案件のため、今日のうちに議決するのではなく継続審議とする予定。ファーストステップとして本日議論いただき、それを今年度中にかけて、何らかの決着を見ていきたい。今の段階ではそんなスケジュール感でこの審議をお願いするもの。

委員 感想も交えてですが、資料3-3の相談内容は、ほとんどこの内容を現場のケアマネジャーは対応しており、インフォーマルでケアマネジャーがすぐに解決できるころはその場で繋ぎ、どうしても行政が入らないと難しい依存症や精神保健、虐待、権利擁護やご近所のトラブル、あと警察が対応しないといけないところはすぐに行政や包括に相談して、日々対応している。その中でよく包括の方から言われるのは、包括で受けたけれど、包括から次に繋がらないため継続して対応せざるを得ないが、なかなか解決に繋がらない、という苦しさがあるということ。実際現場でも権利擁護は本当に時間がかかり、身寄りのない方の権利擁護はたくさん依頼が来ているが、数か月かかってなかなか解決が難しいという現状がある。包括が相談を抱えている現実もよく見えているし、今身寄りのない方や身寄りがあっても縁がなく関わりを拒否とい

うケースが居宅でもとても多く、民間では対応しきれない内容が占めてきており、とても疲労している。包括が次に繋がられるよう、行政、医療をすぐにストレートに繋がられる力を持った相談機関がないと、家族の支援や地域の支援では解決できない現場の問題が山積みになっていると感じている。包括を支える強い相談機関や連携先の体制作りがとても喫緊の課題ではないか。

委員　今、委員の仰ったとおりだと思う。包括の方から困難なケースで、例えば訪問に行けますと言われるケースがある。訪問に入ってほしいが、いろんな理由があって断られているケースや難しいケースに実際のサービスとして入るパターンと、既に入っている中で、例えば最終的に身寄りの話などが出てきて、関係性上、私達の方が関係ができていますので本人が包括の協力を望まないというケースもある。でもお金をいただかないと私たちの事業所も動けないため、有償サービスという形でやっているケース。でもそれは本当に複雑で、家族はいるが、その家族とうまくいかないという中で、実際に弁護士に相談したらいいのか誰に相談したらいいのかも難しく、他の障がいがあるが突飛な行動も出てしまう、ということもあり、包括の方も実際に繋がってはいるが、困っていて、私が真ん中に入って話をするというケースもある。ただそういうふうに入りに入る人がいたり、相談先があつたりすればまだ良いが、何の支援もなく包括でとなると、包括も困るけれども、本人が当然ながら困る。対応案となると、1案だと国で言っているとおりにやるということ、2案だと松本市独自で考えるということ。そう思うと、例えばこの運営協議会の中で話をするとか、介護福祉士会であれば介護福祉士会としてどういうことができるのかということで、協力ができるのかなど、いろいろ幅は広がるのかなと思う。本当に先ほどの委員のおっしゃったとおりで包括の方はもちろん大変ですし、解決しないことで悪い方悪い方へ行ってしまうケース、逆に事業所に直接来たので、簡単に解決できるということもある。例えば予防で言うと、予防のサービス自体を受けない事業所はすごく多いので、訪問も私の事業所にくるのはほとんどそうです。私の事業所は何でも受けるので、大体変わったケースが来る。でも入れば解決するということも確かに出てくる。しかしそれぞれの情報を繋ぐ場が実際にはない。今日もそうだが、包括の話をするのに、包括の職員はいないという状況ではいけない。今後包括職員もこの会議に来るのかもしれないが、センター長や実際の現場にいる人たちの話を聞ける場であった方がいいということも含めて、長く協議が必要かなと思う。

委員　松本市の案の中で、案の1が国が良いと言ったことに対してこうしたら良いのではないかということだと思うが、ただ国が良いと言っているからやるというのはいろいろ条件が絡んできて難しいと思う。受託できる事業者がいるのか、今までのやり方と全然変わる部分もあると思うので大変かもしれない。案の2について、確かに今の相談体制は維持できるけど負担の大きなところもあるし、変えられる部分があるのか、

ないのかというところもよくわからない。案の１と案の２の間くらい感覚でいる。

議長 資料３－３に包括から聞き取った内容をまとめてあるが、補足事項はあるか。忙しいから軽減というのは一つあるが、包括としては今まで頑張ってやってきていて、いろんな繋がりや、忙しいけど担ってきたという自負があって、先ほどの杉本委員の意見にもあったが、勝手に「こうだからここはこういうふうにします」と決めるわけにはいかない部分あると思う。どこをどうしたらよいかというところが、現場からの意見に集約をしてあるのかなと感じるので伺った。現状はこれだということであれば、これを私ども委員のところでは把握していくということになる。場合によっては、深くヒアリングを進めたりしながら、現場の意見をもっと共有していかないとなかなか決めがたいということであれば、もう少しそういう時間を経ながら議論を進めていくという方法もある。

まだ発言のない委員にもコメントいただけたら。

委員 国が指し示した方向性は、それはそれとして、当事者である地域包括支援センターの皆さんが、どちらとも言えないと言っている意見が多くを占めているというところから考えると、どちらとも言えないという中身は非常に多様にあるのかなと思う。単に業務軽減というところが果たして良いかというところもこの数字に含まれているのかなと感じる。

委員 高齢者クラブ連合会の会員が皆さん元気なのでこういった現状を初めて聞きました。地域包括支援センターのパンフレットが毎月届きます。これは質問になりますが、広報の配布とは違う時期に入ってきているので、おそらく民生委員さんが配られているのではないかなと思う。これは各地でやっているのでしょうか。最近毎月入ってきている。

事務局 地区によってタイミングは異なるが、必ず年１回できるだけ早い時期に包括支援センターの業務内容などについての周知を必ず行っている。民生委員や地区のリーダーとなる方たちにご案内しており、その方たちの判断でさらにもっと地区の住民の方に広く周知ということで、地区によっては全戸配布していただいたり、回覧していただいたり、必ず毎年繰り返し周知させていただいて、それが具体的には、地区によってちょっと差があったり、時期に差があるというのが現状です。

委員 年に数回程度ではなくて、最近ほとんど毎月入ってきている。

事務局 個々の１２包括で、ある程度判断して取り組んでいる事業もあるため、お住まいの地区を担当している地域包括支援センターが、もっと周知をして、もっと皆さんの相

談をしっかりと受けていかなきゃいけないという判断があつての周知かと思う。

委員 頻繁に相談などについて周知されるということは、地域包括支援センターの業務負担の増加といった問題が、私の住んでいる地区ではあまり起こっていないので、もっと相談してくださいということでしょうか。

事務局 包括の職員は、単に相談件数を減らしたいと思っているわけではなく、必要な相談は繋げて、対応していかななくてはならない、自分たちでなくても専門のところに繋がていけないといけない、という思いがあると思いますので、埋もれてしまう皆さんのお困りごととか相談事をキャッチしたいという意味で周知をしており、相談が少ないのでご相談くださいという意味合いではないと思う。

委員 現状が少ないという意味ではないということで、承知しました。

委員 例えば総合相談窓口で受けた相談で多機関に関わるような複雑な相談を、市の方で相談窓口の上層階にあるような総合相談の窓口として対応するようなことが可能であれば、市の業務が増えると思うが、地域包括としては自分のところで対応できない相談が次に繋がるのかなと思う。そもそも松本市に総合相談窓口がないのはなぜか、経緯をお聞きしたい。

事務局 総合相談窓口を設けていないという表現をしておりますが、相談の内容によって言葉は良くないですが、たらいまわしにしないというか、「ここは私ではありません」「ここは私の分野ではありません」ということで結局どこも受けなくてその問題がどこにも繋がらなくて困るというケースが現実がありました。どこか一つが窓口だという形になると、その窓口にしかな行けなかったり、その窓口でないところがうまく連携しなかったりってところが想定されたため、松本市としてはどこかが専門で何かを専属で受けるという形ではなく、相談がある方たちの視線で一番相談しやすいところにとにかく相談をしてそこでワンストップで受ける、それを今度は受けた側が連携の中で繋いで解決していく。しかもそれが今相談の内容が複雑化してきて重層的に問題がたくさん重なっているというような背景もありますし、関わる職員も重層的に関わっていかないと支援に繋がらないというものがありますので、そういう意味では連携しやすくするために相談がどこかに放り出されてしまわないために、あえてどこか一つが完全に受けるという体制ではなく、連携をしながら相談にあたっていこうという、重層的支援体制整備というような文言になっていますが、そういうような取り組みをしていくというところで動いております。市の中にはこの重層的支援体制を主に管轄する市の担当課がありますが、そこはどちらかというとマネジメントをする部署となっており、結局はその職員を中心に現場の職員の方たちと勉強しながら現場

にいる者が動いていくっていう体制をとっています。そのため例えば現場を持ちながらマネジメントをしている包括が困ったときに一緒になって考えていくことができても、その問題を重層的支援体制整備をやっているところに預けてしまうっていうことはできない体制になっているので、そこが包括の方も課題に感じられている、結局ずっと自分たちは抱えていかなきゃいけないっていうような、そんなところになっているかと思う。先ほどご質問のあった総合相談窓口を置かない理由としては、市民にとって相談しやすい体制を作るというところから、身近なところでどこでも相談を受けるという総合相談、全体で総合相談をやっていくという体制の経過がある。

議長 時間の関係で本件に関する審議は、本日はここまでとする。各委員におかれましては、日々の活動の中で本件に関する新しい情報などあれば、次の会議までではなく、その都度事務局の方にお寄せいただき、それを集約した形で審議していければと思う。場合によっては個別にヒアリング等々もお願いをすることもあろうかと思う。またこういうふうにしたらどうかというご提案がある場合、委員さん方も事務局の方にお出しいただけたらと思う。そういう中で、議論を継続して、進めていきたい。

窓口を市全体で作るのか、地区ベースに作るのかという給付に基づく相談業務等というのは限界に来ているのではないかと思う。重層的支援体制整備事業やその他事業が始まったり、認知症基本大綱がこの4月からできていたり、孤独孤立対策推進法ができたりしている。その切り口でまた相談窓口の設置だとかというようなものが出てくると、地区ベースでとなった時に、構造的には介護等と絡んだときには包括で、ということになってくるかもしれない。一方では業務の軽減を図るところでやっていながら、もう一方ではまた何かちょっと増えていくっていう構造が、社会全体の中では見えているのかなと思う。そうすると給付という切り口ではなく、別の観点、相談業務という名を持った給付ではなく、何かサービスを提供するとか、就労だとか、社会参加だとか、そういう切り口の中から、考えていくというように、思考まで変えないと、堂々巡りするような感じがする。それを包括でこのタイミングでここでやっていけるかどうかというのは、非常に難しいと思う。発題としては、地域包括の業務の軽減というようなことでクリアになっていますが、根本的な観点を変えてないと、なかなか良い施策は打てないのではないかと思う。それを本年度中に提案ができたと思いますので、引き続き、委員さんの知恵をお願いしたい。本日の一つ目の審議としては継続審議とする。

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

議長 全体的な活動実績について事務局から説明願う。

事務局 資料4、5に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

(特に意見等なし 承認)

以上で、本日の会議事項は、すべて終了した。

7 閉会 事務局 午後2時23分 閉会を宣言